2⑶中チからカまでを次のとおり改める。

チ　平日夜間割引

⑴　割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下これらを総称して「休日」という。）以外の日に、次の①から③に定める通行をするＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。）。

①　神戸淡路鳴門自動車道

ａ　次の⑷から⑹のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前４時から午前６時までの間又は午後８時から翌午前０時までの間に通行する。

⑷　㈱①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

⑸　㈱①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

⑹　㈱③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、⑹に定める通行を除く。）。

⑺　㈱②に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、⑹に定める通行を除く。）。

⑻　㈱①に定めるインターチェンジから流入及び流出又は同③に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、⑹に定める通行を除く。）。

⑼　㈱②又は③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

ｂ　次の⑷から⑺のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前４時から午前７時までの間又は午後８時から翌午前１時までの間に連続して通行する。

⑷　高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線（以下「山陽自動車道」という。）から連続して通行し、㈱③に定めるインターチェンジを流出又は高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線（以下「高松自動車道」という。）から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。

⑸　山陽自動車道から連続して通行し、㈱②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出（ただし、⑺に定める通行を除く。）。

⑹　山陽自動車道から連続して通行し、㈱①に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、⑺に定める通行を除く。）。

⑺　高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して㈱②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

②　瀬戸中央自動車道

ａ　瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前４時から午前６時までの間又は午後８時から翌午前０時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流出し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

ｂ　山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出するインターチェンジの料金所を、午前４時から午前７時までの間又は午後８時から翌午前１時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

③　西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前４時から午前６時までの間又は午後８時から翌午前０時までの間に通行する。

⑵　割引適用区間

①　神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。

②　瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。

③　西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

⑶　割引率

①　午後８時から午後10時までの間の通行について

料金の割引率は、30パーセントとする（ただし、⑴①ａ⑹又は同ｂ⑷に定める通行をする中型車、大型車及び特大車の場合は、⑵①に定める区間のうち、鳴門インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を除く。）。

②　午前４時から午前６時までの間又は午後10時から翌午前０時までの間の通行について

ａ　⑴①ａ⑷、同ａ⑸又は同ｂ⑷に定める通行をする場合の通行区間と同①ａ⑸、同ａ⑹、同ａ⑺、同ｂ⑸又は同ｂ⑷に定める通行をする場合の⑵①に定める区間のうち、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間について、料金の割引率は50パーセントとする。

ｂ　ａに該当しない場合、料金の割引率は、30パーセントとする（ただし、⑴①ａ⑺又は同ｂ⑷に定める通行をする中型車、大型車及び特大車の場合は、⑵①に定める区間のうち、鳴門インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を除く。）。

⑷　実施期間

平成21年３月23日から平成26年３月31日までとする。

㈱　神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

①　神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

②　淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

③　鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

リ　平日深夜割引

⑴　割引をする自動車

休日以外の日に、次の①から③に定める通行をするＥＴＣ車。

①　神戸淡路鳴門自動車道

ａ　次の⑷から⑹のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前０時から午前４時までの間に通行する。

⑷　㈱①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。